

基政発 1101 第 2 号
基監発 1101 第 1 号
国自貨第 90 号
平成 30 年 11 月 1 日

都道府県労働局労働基準部監督課長 殿
各運輸局自動車交通部長等 殿

厚生労働省労働基準局労働条件政策課長
厚生労働省労働基準局監督課長
国土交通省自動車局貨物課長
(公印省略)

「トラック輸送における取引環境・労働時間改善地方協議会」について

中央及び地方に設置している「トラック輸送における取引環境・労働時間改善協議会」（以下、中央に設置している協議会を「中央協議会」、各都道府県に設置している協議会を「地方協議会」という。）においては、平成 28 年度から平成 29 年度までの 2 か年にわたりパイロット事業を実施したところであり、今年度、パイロット事業で得た成果を「取引環境と長時間労働の改善に向けたガイドライン」（別添 1 のとおり。以下「ガイドライン」という。）として策定し、その普及を通じて、トラック輸送における長時間労働改善策の定着を図ることとしている。

一方、先の通常国会において、働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律が成立し、自動車運転の業務については、平成 36 年 4 月 1 日から時間外労働について年 960 時間までとする上限規制が適用されることとなったところである。

また、平成 29 年 3 月 28 日に働き方改革実現会議において決定された「働き方改革実行計画」（以下「実行計画」という。）の中では、「5 年後の施行に向けて、荷主を含めた関係者で構成する協議会で労働時間の短縮策を検討するなど、長時間労働を是正するための環境整備を強力に推進する。」とされており、引き続き、長時間労働改善に向けた取組を継続して実施していく必要がある。

これらの状況に鑑み、今年度及び来年度以降の地方協議会については、下記のとおりとするので、了知の上、必要な検討・対応を進められたい。

記

1 平成 30 年度の地方協議会について

- (1) 今般策定したガイドラインについて、地方協議会を通じてその普及・定着を図ることとする。具体的には、各地方協議会の場に国土交通省貨物課が委託する説明者を派遣し各委員や荷主等に説明を行い、各委員からそれぞれの所属団体等の傘下会員等へ周知することとされたい。
- (2) (1)により開催する地方協議会の日程等については、国土交通省貨物課及びその委託者と地方運輸局貨物課の間で調整することとする。

2 平成 31 年度以降の地方協議会について

(1) 新たなロードマップについて

自動車運転の業務については、平成 36 年 4 月 1 日から時間外労働について年 960 時間までとする上限規制が適用されること、及び実行計画において「5 年後の施行に向けて、荷主を含めた関係者で構成する協議会で労働時間の短縮策を検討するなど、長時間労働を是正するための環境整備を強力に推進する。」とされていることに鑑み、中央協議会及び地方協議会については平成 31 年度以降もロードマップ（別添 2）のとおり継続して長時間労働改善に向けた取組を実施していくこととする。

(2) 実証事業の実施について

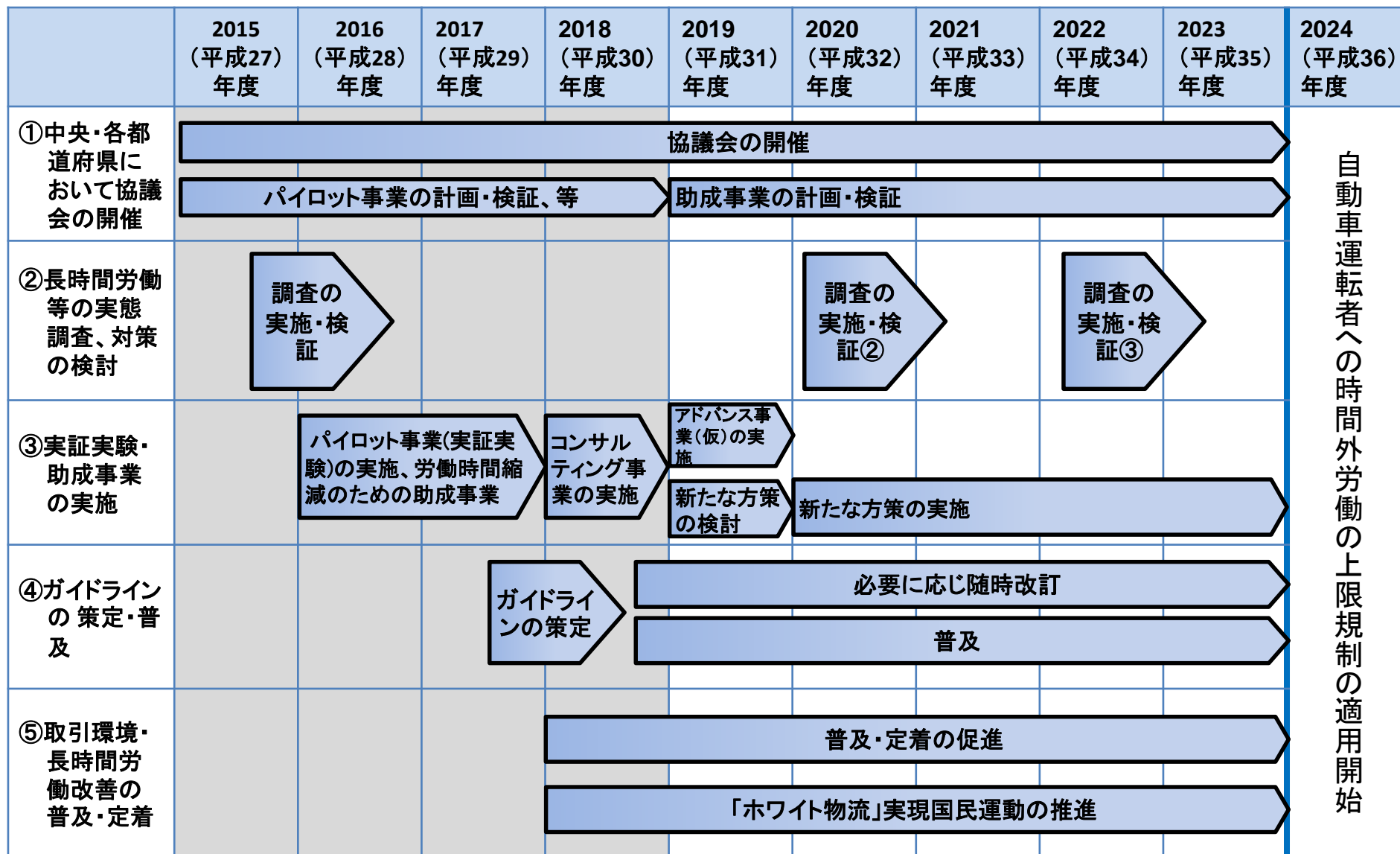
実証事業については、別添ロードマップにも示したとおり、平成 31 年度については、アドバンス事業（仮称）として実施することを検討しているが、詳細については改めて通知する。

(3) 「ホワイト物流」実現国民運動（仮称）について

トラック運転者の不足に対応し、我が国の産業活動や国民生活に必要な物流機能を安定的に確保するため、農林水産省、経済産業省、国土交通省等の関係省庁と荷主や物流事業者の関係団体、労働組合等が連携し、労働生産性の向上と、女性や高齢者を含む多様な人材が現場労働者として活躍できる労働環境の実施に取り組む「ホワイト物流」実現国民運動（仮称）を強力に推進するための体制を立ち上げるとともに、順次、運動の拡大・深化を図っていくこととしている。

「ホワイト物流」実現国民運動（仮称）の詳細については現在、関係者と調整中であるが、中央協議会・地方協議会とも連携する見込みである。連携に当たっての詳細については、改めて通知する。

トラック輸送における取引環境・長時間労働改善に向けたロードマップ



※2023(平成35年)4月には、中小企業における月60時間超の時間外労働の割増賃金率引き上げ